

＼ 岐阜県内 1,000社以上が宣言しています /

ぎふ働き方改革推進支援センターが

3ステップで登録完了

「新はつらつ職場づくり宣言」を サポートします！

誰もが働きがいや生きがいを感じ、
はつらつと働くことができる職場づくりを目標として、
労使で宣言をしてみませんか？

STEP

1

準備

ぎふ働き方改革推進支援センターにお電話ください

宣言の検討は、センター専門家がお手伝いします

宣言の可否

宣言の方向性

宣言内容(文案)

まずは、目指す方向性などを話し合いましょう。
ルールにそって働き方改革の取り組み内容を決定し、
宣言を作成します。宣言文は「文例から選択」
「独自で作成」いずれでも OK です。



STEP

2

申請

申請はFAXするだけ！

登録申請書

宣言書

FAX > 公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会(協力団体) > 岐阜労働局

岐阜労働局にて確認、登録されると
岐阜労働局ホームページに
宣言日・宣言内容が掲載されます。



STEP

3

完了

「登録証」「宣言書」を受領

岐阜県労働基準協会連合会にて登録証などが発行され、
額に入れてお渡しします。

選定ルール

宣言は、以下の重点項目 1 ～ 9 の中から、記載された数以上の宣言をすることが必要です。

＼ 全体で5つ以上の宣言が必要です /

3つ以上

1つ以上

- 1 長時間労働の抑制および過重労働の解消
- 2 年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進
- 3 心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり

2項目以上

- 4 若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の活躍促進
- 5 仕事と家庭の両立支援対策
- 6 各種ハラスメントの防止対策
- 7 非正規雇用労働者の待遇改善等による魅力ある職場づくり
- 8 人材育成・キャリア形成のための支援
- 9 その他、はつらつと働くことができる職場づくりに資すること

ぎふ働き方改革推進支援センター
(厚生労働省 委託事業)



0120-226-311



専門家による無料出張相談申込票

ぎふ働き方改革推進支援センター 宛

E-mailの方は、gifu@workstylereform.netへ下記内容をお送りください。



058-201-2471

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
住 所	〒 -		
氏 名		担当部署 ・ 役職	/
電 話	() -	() -	
メールアドレス	@		
相談希望日時 「 専門家を選定します ので、1～2週間 後で日程設定くだ さい。」 」	(○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 ☒ でも結構です) 第 1 希望 月 日 / 時 から 第 2 希望 月 日 / 時 から ☐ 専門家と後日調整		
相談内容 (最大2つまで ☒ チェックしてください)	☐長時間労働の抑制☐非正規雇用労働者の待遇改善 ☐年次有給休暇の取得促進☐高齢者、障がい者、外国人の活躍推進 ☐仕事と家庭の両立☐人材育成、キャリア形成 ☐女性の活躍推進、男性育休☐ハラスメント対策 ☐その他()		
	特に相談したい内容をご記入ください。(専門家も準備ができます。) 「新はつらつ職場づくり宣言」の検討について支援を希望		
その他	改善めど	令和 年 月 旬ごろ	

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町2丁目5番地 國井ビルディング5階

☎ 0120-226-311 ☎ 058-201-2471 ✉ gifu@workstylereform.net

ぎふ働き方改革推進支援センター